

登録規則

登録規則細則

登録規則
登録規則細則

2019年 第1回 一部改正
2019年 第2回 一部改正

2019年7月1日 規則 第24号/達 第33号
2019年1月30日 技術委員会 審議
2019年5月8日/2019年5月22日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

登録規則

規則

2019年 第1回 一部改正

2019年7月1日 規則 第24号

2019年1月30日 技術委員会 審議

2019年5月8日/2019年5月22日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「登録規則」の一部を次のように改正する。

2章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.1 一般*

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 本会は、船舶の次の**(1)から(4)**に掲げる事項について、別に定める検査、構造等に関する規則（以下、本規則において「船級規則」という。）に基づき、本会検査員（以下、本規則において「検査員」という。）による船級登録のための検査（安全管理システム及び船舶保安システムの審査を含む。以下、本規則において「検査」という。）を行い、船級規則に適合したと認めた場合、当該船舶に対して船級を付与し、これを **2.1.5** に定める船級登録原簿に登録する。ただし、本会は、**船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.**に基づき、検査の結果にかかわらず、当該船舶の船級登録を認めないことがある。

- (1) 船体及び船体艀装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線
- (2) 海洋汚染防止設備等、安全設備、無線設備、居住衛生設備、揚貨設備、機関区域無人化設備、潜水装置、船体防汚システム及びバラスト水管理設備等
- (3) 安全管理システム
- (4) 船舶保安システム

-2. 前-1.(2)に掲げる設備については、本章の規定のほか**3章**の規定（**3.1.1**、**3.1.2**、**3.2**、**3.3**、~~3.54~~及び~~3.76-2.~~の規定を除く。）を準用し、当該設備に対して符号を付与し、これを**3.1.5**に定める設備登録原簿に登録する。

-3. 前-1.(3)に掲げる事項については、総トン数**500**トン以上の国際航海に従事する船舶（旅客船、漁船及び公用に供する船舶を除く）に適用する。

-4. 前-1.(4)に掲げる事項については、総トン数**500**トン以上の国際航海に従事する船舶（旅客船、漁船並びに国が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるものを除く。）に適用する。

2.4 を削る。

~~2.4 船級証書等~~

~~2.4.1 船級証書及び仮船級証書~~

~~1. 本会は、2.1.1により船級登録原簿に登録された船舶に対して船級証書（様式1）を発行する。なお、本会は、船級登録のための検査完了後検査員から現状良好の旨報告され~~

~~た船舶に対して船級証書が発行されるまでの間、仮船級証書（様式2）を発行する。~~

~~2. 本会は、前 2.2.1.により定期検査を受け、これに合格した船舶に対して、船級証書
を発行する。~~

~~3. 船級の登録を受けた船舶が、2.2.1.に定める船級維持検査のうち年次検査又は中間検査
を受けこれに合格したときは、その旨船級証書に裏書きする。~~

~~4. 推進機関及び帆装を有しない船舶（以下、「はしけ」という。）と当該はしけを押
して航行する推進機関を有する船舶（以下、「押船」という。）が結合して一体となって
航行する場合、当該はしけを特定する情報（船名、船級番号等）を当該押船の船級証書及
び仮船級証書に記載する。~~

~~2.4.2 船級証書及び仮船級証書の有効期間*~~

~~1. 船級証書の有効期間は5年とする。~~

~~ただし、船級証書は、定期検査を受け船級規則に適合したと認められたときは定期検査
を完了したときから5箇月間、船級規則の規定により本会の承認を得て定期検査を受ける
期日を延期するときには延期を承認された期間、当該船級証書の有効期間を延長するこ
とができる。~~

~~2. 前1.のただし書きにより有効期間を延長した船級証書は、その間に新船級証書が発
行されたときは、その効力を失う。~~

~~3. 仮船級証書の有効期間は5箇月とする。~~

~~ただし、その間に船級証書が発行されたときは、その効力を失う。~~

~~4. 船級証書及び仮船級証書は、2.7により船級登録が消除されたときは、その効力を
失う。~~

~~2.4.3 船級証書等の保管、再発行又は書換え及び返還*~~

~~1. 船長は、船級証書又は仮船級証書を船内に保管し、本会から請求があった場合は、
これを提示しなければならない。~~

~~2. 船舶の所有者又は船長は、船級証書又は仮船級証書を紛失又は汚損したときは、す
みやかに本会に再発行の申込みをしなければならない。~~

~~3. 船舶の所有者又は船長は、船級証書又は仮船級証書の記載事項に変更を生じたとき
は、すみやかに本会に書換えの申込みをしなければならない。~~

~~4. 船舶の所有者又は船長は、2.4.1により船級証書が発行されたとき又は仮船級証書の
発行の日から5箇月を経過したときは仮船級証書を、2.4.1.2.による発行並びに前2.及び前
3.による再発行又は書換えがなされたときは旧証書を直ちに本会に返還（紛失した場合を
除く。）しなければならない。~~

~~5. 船舶の所有者又は船長は、2.7により船級登録を消除されたときは船級証書又は仮
船級証書を、直ちに本会に返還しなければならない。~~

~~6. 船舶の所有者又は船長は、2.により船級証書又は仮船級証書が再発行された後、紛
失した船級証書又は仮船級証書を発見したときは、直ちに本会に返還しなければならない。~~

2.5 から 2.8 を次のように改める。

2.54 検査記録書

-1. 本会は、2.1.1 及び 2.2 に定める検査が完了した船舶に対して、検査記録書を発行す

る。

~~-2. 2.4.3 の規定 (2.4.3.3.及び 4.を除く。)は、検査記録書について準用する。この場合において 2.4.3 の規定中「船級証書又は仮船級証書」とあるのは、「検査記録書」と読み替える。検査記録書の保管、再発行又は書換え及び返還については、次の(1)から(4)によること。~~

- ~~(1) 船長は、検査記録書を船内に保管し、本会から請求があった場合は、これを提示しなければならない。~~
- ~~(2) 船舶の所有者又は船長は、検査記録書を紛失又は汚損したときは、すみやかに本会に再発行の申込みをしなければならない。~~
- ~~(3) 船舶の所有者又は船長は、2.6 により船級登録を消除されたときは検査記録書を、直ちに本会に返還しなければならない。~~
- ~~(4) 船舶の所有者又は船長は、(2)により検査記録書が再発行された後、紛失した検査記録書を発見したときは、直ちに本会に返還しなければならない。~~

2.65 船級維持証明書等*

-1. 本会は、船舶の所有者又は所有者の同意を得た者に対し、申込みにより当該船舶について船級登録が維持されている期間等に係る船級維持証明書を発行する。

-2. 本会は、船舶の所有者又は所有者の同意を得た者に対し、申込みにより当該船舶について船級登録原簿に登録された事項に係る証明書を発行する。

2.76 船級登録の消除

本会は、船級登録を受けた船舶が、次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、船級登録を消除し、船舶の所有者にその旨を通知する。

- (1) 船舶の所有者から船級登録消除の申込みがあったとき
- (2) 船舶の解撤、沈没等のため、再び使用できないと本会が認めたとき
- (3) 2.2 に定める検査に合格しないものと検査員から報告され、本会がこれを認めたとき
- (4) 2.2 に定める検査を受けないとき
- (5) 検査手数料が支払われないとき
- (6) 船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当したとき

2.87 再登録

船級登録を消除された船舶について、当該船舶の所有者は、再登録を申込みことができる。再登録を受ける船舶の船級は、本会が当該船舶の現状、船級登録を消除されたときの船級符号を考慮して定める。

3章 設備登録

3.4 を削る。

~~3.4 設備証書等~~

~~3.4.1 設備証書及び仮設備証書~~

~~本会は、2.1.1.2.及び3.1.2により設備登録原簿に登録された設備に対して設備証書（様式3）を発行する。なお、本会は、設備登録のための検査完了後検査員から現状良好の旨報告された設備に対して設備証書が発行されるまでの間、仮設備証書（様式4）を発行する。~~

~~3.4.2 設備証書及び仮設備証書の失効~~

- ~~1. 設備証書及び仮設備証書は、3.7.1.により設備の登録が消除されたときは、その効力を失う。~~
- ~~2. 仮設備証書は、設備証書が発行されたときは、その効力を失う。~~

~~3.4.3 設備証書等の保管、再発行又は書換え及び返還*~~

~~本章に定める設備証書及び仮設備証書の保管、再発行又は書換え及び返還については、2.4.3の規定を準用する。この場合において2.4.3の規定中「船級証書又は仮船級証書」とあるのは、「設備証書又は仮設備証書」と読み替える。~~

3.5 から 3.8 を次のように改める。

3.54 検査記録書

- 1. 本会は、3.1.2 及び 3.2 に定める検査が完了した設備に対して、検査記録書を発行する。
- 2. ~~2.4.3 の規定（2.4.3.3.及び4.を除く。）は、検査記録書について準用する。この場合において2.4.3 の規定中「船級証書又は仮船級証書」とあるのは、「検査記録書」と読み替える。検査記録書の保管、再発行又は書換え及び返還については、2.4-2.の規定によること。~~

3.65 設備登録維持証明書等*

- 1. 本会は、船舶の所有者又は所有者の同意を得た者に対し、申込みにより当該設備の登録が維持されている期間等に係る設備登録維持証明書を発行する。
- 2. 本会は、船舶の所有者又は所有者の同意を得た者に対し、申込みにより当該設備について設備登録原簿に登録された事項に係る証明書を発行する。

3.76 設備の登録の消除等

- 1. 本会は、登録を受けた設備が次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合は、その登録

を削除し、当該設備を備える船舶の所有者にその旨を通知する。

- (1) 当該設備を備える船舶の所有者から当該設備の登録削除の申込みがあったとき
- (2) 当該設備が船舶から撤去されたとき、又は当該設備が再び使用できないと本会が認めたとき
- (3) **3.2** に定める検査に合格しないものと検査員から報告され、本会がこれを認めたとき
- (4) **3.2** に定める検査を受けないとき
- (5) 検査手数料が支払われないとき
- (6) 当該設備を備える船舶がその船級登録を削除されたとき
- (7) **船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.**に該当したとき

-2. 前-1.(4)又は(5)の場合については、本会は、登録の削除を別に定める期間猶予し、~~設備証書又は仮設備証書~~当該設備登録の効力を一時停止することがある。

3.97 再登録

登録を削除された設備について、当該設備を備える船舶の所有者は、再登録を申込みることができる。再登録を受ける設備の登録は、本会が当該設備の現状、登録を削除されたときの符号を考慮して定める。

4章及び5章を5章及び6章に改め、4章として次の1章を加える。

4章 船級証書

4.1 船級証書等

4.1.1 船級証書及び仮船級証書

-1. 本会は、2.1.1により船級登録原簿に登録された船舶に対して船級証書を発行する。なお、本会は、船級登録のための検査完了後検査員から現状良好の旨報告された船舶に対して船級証書が発行されるまでの間、仮船級証書を発行する。

-2. 本会は、前2.2-1.により定期検査を受け、これに合格した船舶に対して、船級証書を発行する。

-3. 船級の登録を受けた船舶が、2.2-1.に定める船級維持検査のうち年次検査又は中間検査を受けこれに合格したときは、その旨船級証書に裏書きする。

-4. 推進機関及び帆装を有しない船舶（以下、「はしけ」という。）と当該はしけを押し航行する推進機関を有する船舶（以下、「押船」という。）が結合して一体となって航行する場合、当該はしけを特定する情報（船名、船級番号等）を当該押船の船級証書及び仮船級証書に記載する。

4.1.2 船級証書及び仮船級証書の記載事項

-1. 船級証書には、船級登録原簿及び設備登録原簿に記載される事項のうち、4.2に規定する様式1に掲げる事項を記載する。

-2. 仮船級証書には、船級登録原簿及び設備登録原簿に記載される事項のうち、4.2に規定する様式2に掲げる事項を記載する。

-3. 船級証書には、前-1.の事項に加えて、本会の適当と認める事項を付録に記載することがある。

4.1.3 船級証書及び仮船級証書の有効期間*

-1. 船級証書の有効期間は5年とする。ただし、船級証書は、定期検査を受け船級規則に適合したと認められたときは定期検査を完了したときから5箇月間、船級規則の規定により本会の承認を得て定期検査を受ける期日を延期するときには延期を承認された期間、当該船級証書の有効期間を延長することができる。

-2. 前-1.のただし書きにより有効期間を延長した船級証書は、その間に新船級証書が発行されたときは、その効力を失う。

-3. 仮船級証書の有効期間は5箇月とする。ただし、その間に船級証書が発行されたときは、その効力を失う。

-4. 船級証書及び仮船級証書は、2.6により船級登録が消除されたときは、その効力を失う。

4.1.4 船級証書等の保管、再発行又は書換え及び返還*

-1. 船長は、船級証書又は仮船級証書を船内に保管し、本会から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

-2. 船舶の所有者又は船長は、船級証書又は仮船級証書を紛失又は汚損したときは、す

みやかに本会に再発行の申込みをしなければならない。

-3. 船舶の所有者又は船長は、船級証書又は仮船級証書の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに本会に書換えの申込みをしなければならない。

-4. 船舶の所有者又は船長は、4.1.1により船級証書が発行されたとき又は仮船級証書の発行の日から5箇月を経過したときは仮船級証書を、4.1.1-2.による発行並びに前-2.及び前-3.による再発行又は書換えがなされたときは旧証書を直ちに本会に返還（紛失した場合を除く。）しなければならない。

-5. 船舶の所有者又は船長は、2.6により船級登録を消除されたときは船級証書又は仮船級証書を、直ちに本会に返還しなければならない。

-6. 船舶の所有者又は船長は、-2.により船級証書又は仮船級証書が再発行された後、紛失した船級証書又は仮船級証書を発見したときは、直ちに本会に返還しなければならない。

4.2 船級証書及び仮船級証書の様式

4.2.1 船級証書及び仮船級証書の様式

船級証書及び仮船級証書の様式は、次に掲げる様式1及び様式2とする。

Endorsement for Annual and Intermediate Surveys

Place: _____ Signed: _____
 Date: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place: _____ Signed: _____
 Date: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place: _____ Signed: _____
 Date: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place: _____ Signed: _____
 Date: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Place: _____ Signed: _____
 Date: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Endorsement for completion of Special Survey

Special Survey having been completed and the validity of this certificate is, in accordance with the Regulations for the Classification and Registry of ships, extended until: _____

Place: _____ Signed: _____
 Date: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Classification No.: _____ IMO No.: _____ Name of ship: _____

Conditions of validity

- 1. Neither the Society nor any of its officers, directors, employees, agents or sub-contractors shall be liable for any loss, demand or expense of whatever nature incurred by any person(s) (in tort, contract or otherwise) due to any act of omission or error of whatever nature resulting of howsoever negligent or any information or advice given in any way whatsoever by or on behalf of the Society as part of the provision of services. In providing services, information or advice neither the Society nor any of its officers, directors, employees, agents or sub-contractors warrant the accuracy of any information or advice provided.
- 2. Notwithstanding item 1 above, if any shipowner or client of the Society suffers loss, damage or expense arising from the provision of services by the Society, the Society will pay compensation for any proved loss, damage or expense up to but not exceeding the amount of any fee charged and collected by the Society for the particular service, information or advice provided in cases where the information or advice given is proved to have been the result of any negligent act, omission or error of the Society or any of its officers, directors, employees, agents or sub-contractors, or from any inaccuracy in the information or advice given by or on behalf of the Society.
- 3. This certificate is issued within the scope of "Conditions of Service for Classification of Ships and Restrictions of Classification" of the Society. It shall become invalid and ship classification automatically withdrawn in accordance with the Rules in the following cases:
 - the required Annual Survey has not been completed within the period beginning three (3) months before and ending three (3) months after its specified due date, or
 - the required Intermediate Survey has not been completed within the period beginning three (3) months before and ending three (3) months after its specified due date.
 The above also applies even in cases where the concerned ship is currently undergoing, but has not completed the relevant survey. Further information related to the current status of surveys and conditions of classification is available in the "Survey Status" section of the Society's official website.



Certificate No./船級番号

PROVISIONAL CERTIFICATE OF CLASSIFICATION 仮船級証書

Name of Ship: 船名:
Classification No. / 船級番号:
Official No. / 船舶番号:
Flag / Port of Registry: 国籍 / 船籍港:
IMO No. / IMO 船舶番号:
Registered Gross Tonnage / 登録総トン数:

THIS IS TO CERTIFY THAT the above ship having been surveyed for classification on _____ in accordance with the Society's Rules and Regulations and reported by the Surveyors to be fit for classification, has been entered provisionally in the Classification and Installations Register with the undermentioned Character(s).

上記船舶は、本会の規則に基づいて _____ 年 月 日 船級登録のための検査を受け、検査員により現状良好の旨報告せられた。よって、下記の符号を以って本会の船級および設備登録原簿に仮に登録したことを証明する。

Classification Character(s) and Descriptive Note(s) / 船級符号および注記:

Installations Character(s) and Descriptive Note(s) / 設備符号および注記:

This Certificate is valid until _____ subject to continued compliance with the Society's Rules and Regulations. However, the certificate shall become invalid upon issuance of the CERTIFICATE OF CLASSIFICATION.

本証書は、上記船舶が本会の規則に適合していることを条件として _____ 年 月 日 迄有効である。ただし、船級証書が発行されたときは、効力を失う。

Issued at _____ on _____
発行場所 _____ 発行日 _____

5章を次のように改める。

45章 手数料及び経費

45.1 手数料

本会は、次の(1)から(3)に該当する場合は、別に定めるところにより手数料を申受ける。

- (1) 本規則に基づく検査を行ったとき
- (2) 本規則に基づく証書の再発行もしくは書換え又は写しもしくは抄本の発行を行ったとき
- (3) 2.65及び3.65による証明書等の発行、再発行を行ったとき

45.2 経費

本会は、本規則に基づく検査を行ったとき、別に定めるところにより旅費等の経費を申受ける。

6章を次のように改める。

56章 雑則

56.1 情報の提供*

船舶の所有者は、本会が登録の維持に関し必要と認める十分、かつ、正確な情報を提供しなければならない。

56.2 不服の申し立て*

本規則によって行った検査に関して不服があるときは、検査申込み者は、本会に対し、別に定める期間内に文書をもって再検査を要求することができる。

56.3 国籍の変更*

日本以外の国籍を有する船舶が日本籍になろうとするときには、**2.1.1-1.**に掲げる事項について船級規則に適合していることの確認を受けなければならない。

様式 1(a)を削る。

様式 1(a)

	日本海事協会 NIPPON KAIJI KYOKAI	IMO Number IMO 番号
CERTIFICATE OF CLASSIFICATION 船 級 証 書		
<i>Ship's Name</i> 船名	<i>Classification Number</i> 船級番号	
<i>Registered Gross Tonnage</i> 登録総トン数	<i>Official Number</i> 船舶番号	
<i>Moulded Dimensions; Length</i> 主要寸法 長さ	<i>Breadth</i> 幅	<i>Depth</i> 深さ
<i>Owner</i> 所有者		
<i>Port of Registry</i> 船籍港	<i>Flag</i> 国籍	<i>When Built</i> 製造年月
<i>Builders, Where Built</i> 製造者、製造地		
<i>Main Propulsion Machinery; Description</i> 主推進機関 種類		<i>Number</i> 数
<p>THIS IS TO CERTIFY THAT the above ship having been surveyed for classification on _____ and found to be in compliance with the Society's Rules and Regulations, has been assigned a class and entered in the Classification Register with the undermentioned Classification Character(s).</p> <p>上記船舶は、本会の規則に基づいて _____ 年 _____ 月 _____ 日 船級登録のための検査を受け、規則に適合したと認められた。よって、上記船舶に船級を付与し、下記の符号を以って本会の船級登録原簿に登録したことを証明する。</p>		
<i>Classification Character(s):</i> 船級符号		
<i>Descriptive Note(s):</i> 注記		
<p>This Certificate is valid until _____ subject to continued compliance with the Society's Rules and Regulations.</p> <p>本証書は、上記船舶が本会の規則に適合していることを条件として _____ 年 _____ 月 _____ 日迄有効である。</p>		
<i>Date of Issue</i> 発行日		日本海事協会 NIPPON KAIJI KYOKAI
<i>Place of Issue</i> 発行場所	Tokyo 東京	

様式 1(b)を削る。

~~様式 1(b)~~

Endorsement for Annual and Intermediate Surveys

Place:	Signed:
Date:	_____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI
Place:	Signed:
Date:	_____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI
Place:	Signed:
Date:	_____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI
Place:	Signed:
Date:	_____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI
Place:	Signed:
Date:	_____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

Endorsement for completion of Special Survey

Special Survey _____ has been completed and the validity of this certificate is, in accordance with the Regulations for the Classification and Registry of ships, extended until _____

Place:	Signed:
Date:	_____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

This classification certificate shall become invalid and the ship's classification is automatically withdrawn in accordance with the Rules, if:
i) the Annual Survey has not been completed within three (3) months of the due date of the annual survey; or
ii) the Intermediate Survey has not been completed within three (3) months of the due date of the third annual survey in each periodic survey cycle, unless the vessel is under attendance for completion of the relevant survey.
Current status of surveys and conditions of class is available in the Survey Status provided by the Society.

様式 2 を削る。

様式 2



日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

IMO Number
IMO 番号

**PROVISIONAL
CERTIFICATE OF CLASSIFICATION**
仮 船 級 証 書

Ship's Name
船名

Registered Gross Tonnage
登録総トン数

Owner
所有者

Port of Registry
船籍港

*Builders,
Where Built*
製造者、製造地

Classification Number
船級番号

Official Number
船舶番号

Flag
国籍

When Built
製造年月

THIS IS TO CERTIFY THAT the above ship having been surveyed for classification on _____ in accordance with the Society's Rules and Regulations and reported by the Surveyors to be fit for classification, has been entered provisionally in the Classification Register with the under-mentioned Classification Character(s).

上記船舶は、本会の規則に基づいて _____ 年 月 日船級登録のための検査を受け、検査員により現状良好の旨報告せられた。よって、下記の符号を以って本会の船級登録原簿に仮に登録したことを証明する。

Classification Character(s):
船級符号

Descriptive Note(s):
注記

This Certificate is valid until _____ subject to continued compliance with the Society's Rules and Regulations. However, the certificate shall become invalid upon issuance of the CERTIFICATE OF CLASSIFICATION.

本証書は、上記船舶が本会の規則に適合していることを条件として _____ 年 月 日迄有効である。ただし、船級証書が発行されたときは、効力を失う。

Date of Issue
発行日

Place of Issue
発行場所

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

様式3を削る。

様式3

 日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

CERTIFICATE
OF
INSTALLATIONS REGISTRATION
設備証書

Ship's Name 船名
Classification Number 船級番号
Owner 所有者
Description of Installations 設備の種類

*THIS IS TO CERTIFY THAT the above installations of the ship
having been surveyed for registration on _____ and found to be
in compliance with the Society's Rules and Regulations, have been entered
in the Installations Register with the undermentioned Character(s).*

本船の上記設備は、本会の規則に基づいて _____ 年 _____ 月 _____ 日登録のための検査を受け、
規則に適合したと認められた。よって、下記の符号を以って本会の設備登録原簿に登録した
ことを証明する。

Character(s):
設備符号
Descriptive Note(s):
注記

*This Certificate is valid subject to continued compliance with the
Society's Rules and Regulations.*

上記設備が本会の規則に従って維持されていることを条件として本証書は有効である。

Date of Issue 発行日
Place of Issue 発行場所 Tokyo 東京

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

様式 4 を削る。

様式 4



日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI
PROVISIONAL CERTIFICATE
OF
INSTALLATIONS REGISTRATION
仮 設 備 証 書

Ship's Name

船名

Classification Number

船級番号

Owner

所有者

Description of Installations

設備の種類

*THIS IS TO CERTIFY THAT the above installations of the ship
having been surveyed for registration on _____ in accordance
with the Society's Rules and Regulations and reported by the Surveyors
to be fit for registration, have been entered provisionally in the Installations
Register with the undermentioned Character(s).*

本船の上記設備は、本会の規則に基づいて _____ 年 _____ 月 _____ 日登録のための検査を受け、
検査員により現状良好の旨報告せられた。よって、下記の符号を以って本会の設備登録原簿に
仮に登録したことを証明する。

Character(s):

設備符号

Descriptive Note(s):

注記

*This Certificate remains in force until the issue of the CERTIFICATE
OF INSTALLATIONS REGISTRATION.*

この証書は、設備証書が発行されるまで有効である。

Date of Issue

発行日

Place of Issue

発行場所

日本海事協会

NIPPON KAIJI KYOKAI

附 則

1. この規則は、2019年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に船級証書発行の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

登録規則細則

細
則

2019年 第2回 一部改正

2019年7月1日 達 第33号
2019年1月30日 技術委員会 審議

2019年7月1日 達 第33号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

2章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.5 を次のように改める。

2.1.5 船級登録原簿

~~規則 2.1.5-2. にいう注記は船級証書にも記載する。なお、注記は船級符号への付記ではなく情報を示すものである。~~

2.2 船級登録の維持

-4.として次の1項を加える。

-1. 規則 2.2-2.でいう「主要な変更又は改造」とは、例えば船体延長、用途変更、主機換装等をいう。

-2. 規則 2.2-1.でいう「特殊な事情」とは、例えば、荒天遭遇又は海難事故等不可抗力的な事情により、予定されている検査の時期に検査を行うことが困難な状況をいう。

-3. 規則 2.2 の適用上、規則 2.1.3-2.の規定による付記に関する事項(2.1.3-3.(2)(a)及び(b)に掲げる付記を除く)については、船級登録を維持するための条件としない。当該付記の維持については次による。

(1) 2.1.3-3.(1)(a)から(e)に掲げる付記にあつては、該当するガイドラインに従って定期的に確認を行う。

(2) 2.1.3-3.(1)(f)に掲げる付記にあつては、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2編 1.3.2-2.に従って定期的に確認を行う。

(3) 2.1.3-3.(1)(g)に掲げる付記にあつては、本会が別途適当と認める指針等に従って確認を行う。

-4. 規則 2.2 の適用上、規則 2.1.1-2.に基づき登録された設備以外の設備に関する事項は船級登録を維持するための条件としない。

2.4 を削る。

~~2.4 船級証書等~~

~~2.4.2 船級証書及び仮船級証書の有効期間~~

~~船級証書の有効期間は、発行日から登録検査あるいは定期検査の完了日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、船舶が、船級証書の有効期間が満了する日の3ヶ月前から当該期間が満了する日迄の間に定期検査に合格した場合又は船級証書が満了~~

~~する日以降に定期検査に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することが出来ない場合その他本会が適当と認める場合を除く。）は、発行日から当該船級証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年を経過する日迄の間とする。~~

~~2.4.3 船級証書等の保管、再発行又は書換え及び返還~~

~~船級証書又は仮船級証書の再発行又は書換えは、本部又は支部・事務所に文書にて申込むものとする。~~

2.5 を次のように改める。

2.65 船級維持証明書等

規則 2.65 でいう所有者の同意は、文書をもってなされるものとする。

3章 設備登録

3.4 を削る。

~~3.4 設備証書等~~

~~3.4.3 設備証書等の保管、再発行又は書換え及び返還~~

- ~~1. 設備証書又は仮設備証書の再発行又は書換への申込みについては、2.4.3を準用する。~~
- ~~2. 規則 3.2.2により設備登録原簿の登録事項が変更された場合は、設備証書を書換えることがある。~~

3.6 を次のように改める。

3.65 設備登録維持証明書等

設備登録維持証明書等の発行については、2.65の規定を準用する。

4章として次の1章を加える。

4章 船級証書

4.1 船級証書等

4.1.3 船級証書及び仮船級証書の有効期間

船級証書の有効期間は、発行日から登録検査あるいは定期検査の完了日から起算して5年を経過する日までの間とする。ただし、船舶が、船級証書の有効期間が満了する日の3ヶ月前から当該期間が満了する日迄の間に定期検査に合格した場合又は船級証書が満了する日以降に定期検査に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することが出来ない場合その他本会が適当と認める場合を除く。）は、発行日から当該船級証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年を経過する日迄の間とする。

4.1.4 船級証書等の保管、再発行又は書換え及び返還

船級証書又は仮船級証書の再発行又は書換えは、本部又は支部・事務所に文書にて申込むものとする。

5章を次のように改める。

56章 雑則

56.1 情報の提供

- 1. 規則 56.1 にいう情報の提供とは、次のものをいう。
 - (1) 本会の要請により行うもの
 - (2) 船舶の所有者又は船長が必要と判断し行うもの
- 2. 本邦外においてPORT STATE CONTROLにより欠陥等を指摘されたときは、前-1.(1)により遅滞なくその事実を本会に通知しなければならない。
- 3. 海難にかかり、管海官庁に海難報告書を提出する必要があるときは、本会の検査を受けるか否かにかかわらず、前-1.(2)によりその事実を本会に通知しなければならない。

56.2 不服の申し立て

規則 56.2 にいう別に定める期間とは、検査の完了日の翌日から起算して 30 日以内とする。

56.3 国籍の変更

規則 56.3 による確認の結果、規則 2.1.1-1.により必要とされる事項が登録されていない場合には、当該事項について規則に基づき検査員による船級維持のための検査を受けなければならない。

附 則

1. この達は、2019年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に船級証書発行の申込みをする船舶以外の船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。